



【問い合わせ】 役場人権推進課 人権推進係
☎096(293)3122

こんにちは 人権擁護委員です

今回は、人権擁護委員の原田スエ子さんに活動の具体的な内容を聞きました。

私たち阿蘇・大津管内の人権擁護委員54人は、人権尊重思想の普及高揚のため、相談・啓発活動、法務局では常時、町役場では年3回(6月・10月・12月に無料の人権相談)行っています。このほか、「こども」「男女」「社会福祉」の3つの人権部会を設けて活動しています。

今回は、男女共同参画社会推進部会(18人)の活動を紹介します。この部会の活動は、男女共同参画社会基本法に基づき、その推進を図るために啓発活動などを進めています。

大津町では、平成22年に啓発劇「暮らしの中の人権」を大津町老人福祉センター、南杉水の文化祭で上演しました。高森町では、今年も人権フェスタで上演予定です。小国町や阿蘇市でも何度が上演する機会がありました。

昨年は、西合志中学校でDVDについて啓発劇と講話を行いました。今年度は人権教室のDVDリストに新たにデートDVが加えられ、学校での活動が進めやすくなると期待しています。

正しい人権感覚を養うことができる環境整備に努め、若者が

心身ともに健全に育っていくよう啓発活動を進めていきたいと思っています。

もうひとつ、職場におけるセクハラやパワハラなどの根絶を目指して企業訪問などによる啓発活動にも取り組んでいきたいと思っています。

7月の部会で各市町村の企業にアンケートをお願いし、企業における対策と課題について情報収集を行うことが決まりました。同時に、それに合わせた啓発劇の取り組みも始めました。

男女共同参画社会推進部会は、今後も地域・学校・企業などに啓発活動を広げていきたいと思っています。

男女部会の啓発劇

「暮らしの中の人権」

「暮らしの中の人権」

「暮らしの中の人権」

「暮らしの中の人権」

「暮らしの中の人権」

「暮らしの中の人権」

「暮らしの中の人権」

「暮らしの中の人権」

幼児の水痘ワクチンと高齢者の肺炎球菌ワクチンが定期接種になります

予防接種関係法令の改正に伴い、10月から定期接種のワクチンが追加されました。経過措置は平成27年3月までです。希望者は早めに受けてください。

種類	水痘ワクチン	成人用肺炎球菌ワクチン
対象者 (10月から)	生後12月～36月に至るまでの幼児	・65歳の人 ・60歳以上65歳未満の人で、心・腎・呼吸器・免疫機能などに障害がある人
接種回数	3月以上の間隔をおき、2回接種	1回接種
経過措置 (10月から平成27年3月まで)	生後36月～60月に至るまでの幼児(1回接種) ※平成26年度限り	・今年度中に65・70・75・80・85・90・95歳になる人 ※平成26～30年度まで ・100歳以上の人 ※平成26年度限り
注意事項	罹患した人は対象外です。任意接種で受けた人は、その回数分接種をしたとみなします。	接種済みの人は対象外です。

◆人権相談(無料)

●日時

10月24日(金)、12月3日(水)

午前10時～午後4時まで

●場所

役場4階 大会議室

◆人権を考える女と男のつどい

●日時

12月6日(土)

午前9時30分～正午

●場所

町文化ホール



◆南杉水人権ふれあいフェスティバル

8月9日、南杉水人権ふれあいフェスティバル実行委員会主催で約550人の参加のもと、地元内外の地域間交流が行なわれました。

台風の接近により開催が心配されましたが、広場では、くじ引き、おでん、ホルモン、ちよぼ焼きなどの販売がありました。勇壮な太鼓団体の披露、歌や踊りのパフォーマンズや恒例の大抽選会など楽しいステージに加え、今回は、くまモンの飛び入りコーナーもあり、会場は大いに盛り上がりしました。